

【別紙1】

特定健診用特設 Web サイト（ランディングページ）を用いたデジタル受診勧奨

① 特定健診用特設 Web サイト（ランディングページ）の作成

受注者は、受診を促すための特定健診用特設 Web サイト（以下、「ランディングページ」という。）を、本市と受注者協議の上で作成する。ランディングページは健診体制に応じて1ページまたは複数ページを作成し、ページの仕様は本市と受注者で協議、URL、ドメインは受注者が指定する。

なお、ランディングページには以下の機能を実装することとする。

(1) Google マップが提供する API を活用して受診可能な場所の位置を表示する機能

受注者は本市から提供する情報を Google マップが提供する API に連携すること。

(2) 携帯電話端末の位置情報機能を利用して、最寄りの受診可能な医療機関の情報を表示する機能

(3) ランディングページ上での簡易アンケート機能

(4) 健診会場・医療機関ごとに設定する受診可能な健診メニュー等を表すラベル※を条件にした検索機能

※ラベル情報は受注者の指定した形式にて、本市が受注者に提供するものとする。

(5) (4) の位置情報機能を利用した最寄りの受診可能な場所や健診メニュー等を表すラベルや地域名など、複数条件を指定できる検索機能※

※検索条件となる情報は受注者の指定した形式にて、本市が受注者に提供するものとする。

また、このランディングページ、及び含まれる機能（上記（1）～（5）を含むがこれに限らない。）は、受注者が提案する CMS（コンテンツ・マネジメント・システム）の標準機能を用いて構築するものとする。提案される CMS は、前述の各機能を実装可能であることを要件とする。なお、提案される CMS の標準機能に無い機能を使ったランディングページのカスタマイズは行わないものとする。

ランディングページの公開期間は本市が定めた期間に準ずるものとし、期間満了後は原則閉鎖するものとする。

② ランディングページのアクセス分析等

受注者は、ランディングページのアクセス状況等の分析等を行い、当該情報等を、本市へ提供するとともに委託業務の範囲において、本市の受診勧奨の効果向上のために活用すること。

③ メンテナンスの実施

受注者は、必要に応じて定期的及び緊急対処の必要があると本市または受注者が判断した場合の緊急的なメンテナンスを実施する。